

委託者のみなさんへ

家内労働法を守りましょう

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、委託者のみなさんが守るべき事項をきめています。

このリーフレットを参考にして、家内労働法を守っているかどうか点検し、守っていないものについては、すみやかに改善してください。

また、家内労働者に対しても、家内労働法の内容を十分に知らせましょう。

労 働 省
都道府県労働基準局 労働基準監督署

1. 家内労働手帳を家内労働者に交付して、委託のつど記入しましょう

家内労働者に仕事を委託するときにはその条件を明確にしておかないと、問題が起きた場合、その解決が大変難しくなります。

そこで、委託者は家内労働者に仕事を委託するに当たって、**家内労働手帳**を交付し、その手帳に、**委託をするつど委託業務の内容、納入させる物品の数量、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日**を記入しなければならず、また、物品を受領するつど受領した物品の数量を、工賃を支払うつど支払工賃総額を記入しなければならないことになっています（法第3条）。

また、家内労働手帳は、上に掲げた事項が記入されているものであれば、このリーフレットにある様式どおりのものでなくとも差し支えありませんので、適宜工夫してください。なお、労働省では、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳モデル様式」を示しているので、御利用下さい。

家内労働手帳（伝票式家内労働手帳を含む）に印紙税はかかりません。

2. 工賃は現金で全額を1か月以内に払いましょう

工賃は、現金でその全額を支払わなければなりません。ただし、家内労働者の同意がある場合には、郵便為替、銀行等の預金口座への振込み、郵便振替口座への払込み又は振替によって支払うこともできます。

また、工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払えばよいことになっています（法第6条）。

横編ニット、織物、縫製、電気部品等の業種は仕事別に最低工賃がきめられている場合がありますので、これらの仕事を委託している場合には、**最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません**（法第8～16条）。

3. 委託状況届等を労働基準監督署に提出し、帳簿を営業所に備え付けましょう

①委託状況届の提出

委託者は、委託している仕事の内容や家内労働者数などについて、この法律の適用を受ける委託者になったとき及び毎年4月1日現在の状況を4月30日までに、営業所の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません（法第26条）。

②家内労働死傷病届の提出

委託者は、家内労働者又は補助者が委託した業務に関し負傷したり疾病にかかり、4日以上仕事を休んだり死亡した場合には、すみやかに営業所の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません（法第26条）。

③帳簿の備付け

委託者は、家内労働者の氏名や工賃支払額などを記載した帳簿を備え付けておかなければなりません。また、この帳簿は最後に記入した日から3年間保存しなければなりません（法第27条）。

帳 簿

家内労働者	氏 名				代理 人	氏 名											
	性 別		生 年 月 日			住 所											
	住 所					代 理 業 務 の 規 囲											
	作 業 場 の 所 在 地																
補 助 者	氏 名	性 別	生 年 月 日		特 別 な 委 托 条 件												
備 考																	
委 託																	
委 託	委託業務 年 月 日 の 内 容	納入させ る物品の 数 量	工 賃 の 単 価	納 品 の 時 期	工 賃 の 支 払 期 日	受 領	工 賃 支 払	備 考									
受 領	年 月 日	受領した 物 品 の 数 量	支 払	支 払 工 賃 年 月 日 總 額	通貨以外の 工 賃 支 払 方 法とその額												

「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。

家 内 労 働 手 帳

(第1面)

家 内 勞 働 者	氏 名				委託者	氏 名				(印)	
	性 別		生年月日			營業所	名 称				
	住 所			所在地			□				
補 助 者	氏 名		性 別	生 年 月 日	代理人	氏 名				(印)	
						住 所					□
工 貨 の 支 払 方 法	工 貨 の 支 払 場 所						その他 の委託 条 件	物 品 の 受 渡 し 場 所			
	工 貨 締 切 日					不 良 品 の 取 扱 い に 関 す る 定 め					
	通 貨 以 外 の も の で 工 貨 を 支 払 う 場 合 の 方 法					(檢査 日 に 関 す る 定 め)		()			
備 考											

注 意

1. 第1面は、委託をするにあたって記入すること。
2. 第1面の「工賃締切日」及び「通貨以外のもので工賃を支払う場合の方法」欄には、該当する場合に記入すること。
3. 第1面の「不良品の取扱いに関する定め」欄には、当該定めをする場合に記入すること。この場合において、製造又は加工等に係る物品について検査をするときは、検査日にに関する定めを()内に記入すること。

(第2面以下)

委 託						受 領			工 貨 支 払		備 考
委 託 年 月 日	委 託 業 務 の 内 容	納 入 さ せ る 物 品 の 数 量	工 貨 の 単 価	納 品 の 時 期	工 貨 の 支 期 日	受 領 年 月 日	受 領 し た 物 品 の 数 量	受 領 者 の 印	支 払 年 月 日	支 払 工 貨 總 額	

注 意

1. 第2面以下は、委託をするつど「委託」欄に、製造若しくは加工等に係る物品を受領するつど「受領」欄に、又は工賃を支払うつど「工賃支払」欄に記入すること。
2. 第2面以下の「備考」欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合において、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

4. 仕事による災害を防止するために必要な措置をとりましょう

委託した仕事で使用する機械や原材料によって、家内労働者がけがをしたり病気になったりすることがあります。

委託者が家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり提供したりする場合には、危害防止のため、次のような措置を講じなければなりません。

- ① プレス機械等については、安全装置を取り付けること。
- ② モーター、バフ盤等については、覆いを取り付けること。
- ③ 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- ④ 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物については、漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書くこと（法第17条）。

※安全装置等取付けの費用については融資制度を御利用下さい。



ワープロ作業を発注する委託者のみなさんへ

自宅等で行うワープロ作業について、一定の要件に該当する場合には家内労働法が適用になります。くわしい内容につきましては、お近くの労働基準局、労働基準監督署へお尋ね下さい。

5. その他の家内労働法の遵守について点検しましょう

① 長時間就業をしなければならないような委託はやめましょう

際限なしに長時間就業すると、健康を害したり、過当競争の弊害をまねいたりします。このようなことがないように、委託者は家内労働者や補助者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないように努めましょう（法第4条）。

② 委託をやめる場合は、早期にそれを予告するようにしましょう

家内労働者は、工賃で生計をたてたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然仕事を打ち切られると大きな影響を受けることになります。同じ家内労働者に6か月を超えて継続して委託している場合に、委託を打ち切ろうとするときは、家内労働者に早めにそれを予告しましょう（法第5条）。

6. 家内労働者に対して指導や援助をしましょう

① 家内労働者が、危害防止のために安全装置や局所排気装置などの設備を設置したり、健康診断を受診したりできるように必要な援助を行うよう努めましょう（法第17条）。

② 仕事による災害をなくすためには、委託者や家内労働者のみなさんが、みずから積極的に災害防止に取り組むことが大切です。家内労働者に対しても、災害をなくすため注意事項を守るよう徹底させましょう。

家内労働についての御相談は、下記へ

労働基準局（賃金課）電話

労働基準監督署 電話